

災害見舞金等のご案内

菊陽町及び熊本県共同募金会では、災害により被害を受けられた町民の方やご遺族に対し、生活再建を支援するため、次の3つの見舞金制度をご用意しています。制度ごとに対象や金額が異なりますので、下記をご確認のうえ申請してください。

1. 菊陽町災害見舞金

町が直接支給する見舞金です。

【対象】

- ・住家や非住家が火災・風水害・地震で全壊、半壊、床上浸水、流失などの被害を受けた世帯（ただし、火災が故意による場合は対象外）
- ・災害により死亡、または2週間以上の入院を要する負傷を負った方（ただし、災害弔慰金や障害見舞金の対象となる場合を除く）

2. 社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会災害義捐金積立金

町民の皆さまからの寄付を原資とした義捐金を、被災世帯にお配りする制度です。

【対象】

- ・災害で居住する家屋が全壊（全焼・流失）、半壊（半焼）した世帯

※社協が管理する「災害義捐金積立金」から支給

※義捐金の積立額により対応範囲や支給額が変動することがあります。

3. 熊本県共同募金会災害緊急配分・災害見舞金

県共同募金会が管理する「緊急配分準備金」から支給される制度です。

【対象】

- ・災害により死亡または重傷を負った方
- ・住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水した世帯
- ・被災した民間社会福祉施設や備品

災害見舞金 支給額一覧（対照表）

被害の内容		菊陽町災害見舞金		社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会災害義捐金積立金	熊本県共同募金会 災害緊急配分・災害見舞金
		住家	非住家		
建物	全壊・流失	100,000 円	50,000 円	10,000 円	10,000 円
	半壊	50,000 円	25,000 円	5,000 円	5,000 円
	施設被害	—	—	—	被災額の 1/2 以内 (上限 50 万円)
人	死亡	200,000 円		—	10,000 円
	負傷 (2 週間以上入院)	10,000 円		—	重傷者 5,000 円

※上記の表は震災に対応したものです。

申請・支給について

・見舞金の対象となる方には町から申請書を郵送します。申請書に必要事項をご記入のうえ、振込口座が確認できる書類（キャッシュカードまたは通帳）の写しを添えて、同封の返信用封筒でご返送いただくか、直接福祉課までご持参ください。

・「菊陽町災害見舞金」については、申請書の内容を確認後、町からご指定の口座に振り込みます。「災害義捐金見舞金」と「災害緊急配分・災害見舞金」については、町社会福祉協議会が直接ご自宅にお伺いしてお渡しします。

その他

・上記のほか、日赤災害救援物資として、緊急セット、下着セット、タオル、ビニールシート等を支給できますので、必要な方は町社会福祉協議会の家庭訪問時にお申し付けください。

【問い合わせ先】

・菊陽町役場 福祉課 地域福祉係

☎096-232-4913

・菊陽町社会福祉協議会